

しるべ通信

2015年夏号

しるべ総合法律事務所 平成27年8月27日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

今年も猛暑となりましたが、皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さる6月24日、当事務所の創設者の1人である大脇保彦弁護士が心不全により逝去いたしました。享年80でした。生前同弁護士にお寄せいただきましたご厚情に心より感謝申し上げます。残された私どもは、同弁護士の遺志を引き継ぎ、皆様により一層充実した法的サービスを提供いたすべく精進いたしますので、今後ともよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

さて、例年夏になると、新聞・雑誌やテレビで、戦争にまつわる記事や番組が多く見られるようになります。今年も、太平洋戦争における戦地の生々しい惨状、戦闘員の苦悩、原爆を始めとする空襲の恐怖、敵国民のみならず自国民に対する人権の蹂躪など、戦争の及ぼす悲惨さと、これを繰り返すことなく永遠の平和を望む声の大きいことを伝えていました。今年はいこれらの記事や番組の分量が例年に比べて大変多かったように思います。戦後70年という区切りの年であるとともに、その長さ故に戦争の記憶が風化しないようにという願いからとも思います。沖縄の基地問題や今般政府から提出され衆議院で可決された安全保障関連法案に対する強い問題意識があることもあるでしょう。

他方、戦後の70年間を振り返ってみると、現在に至るまでずっと、まだまだ多くの国々で戦争や内戦の数々が起きていておびただしい数の人命や文化遺産や資財が失われているのに対して、日本は世界に類を見ない平和憲法の下、戦火を交えることなく、かつ先進国の一つとして過ごしてこられたことに改めて感謝の念を禁じ得ません。そこでは、日本国民の誠実さや勤勉さを始めとする国民性が寄与したことはいうまでもありません。中でも日本国憲法第9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」との規定の重みを、国民誰もが感じているからに他ならないと思います。

この点に関して、安全保障関連法案の問題点を指摘しておく必要があります。この法案に対しては憲法学者の大多数が憲法第9条に違反していると言明し、多くの法律家はもちろん一般の市民も同様に法案に反対する意見を表明しています（各種の市民アンケートでもほぼ60%以上が反対しています。）。市民による集会なども全国各地で開かれています。70年間に世界に示した日本国民の平和への努力を、この法案が一簣に虧くことにならないよう願うばかりです。

(相羽洋一)

大脇保彦弁護士追悼

大脇保彦兄を送る

弁護士 宮 本 増

「会うは別れの始めなり」というから、いずれこうなることは初めて会ったときからお定まりではあったが、そんなことも無頓着に50有余年を過ごしてしまった。

大脇保彦兄、逝ってしまった今は彼と呼ぶことにするが、彼に初めて会ったのは東京小石川指ヶ谷町の司法研修所司法修習生寮であった。爾来今日に至るまで、時に身近にあるいは遠く離れつつ友誼を保ち続けてきた。

私が札幌に勤務していた若き日、突然名古屋から電話がかかってきて札幌へ行くとのこと、仕事なのか観光なのかそれもわからないまま一晩をともに過ごしたが、とにかく忙しい、事務所にいると電話が切れることがないという。お前と一緒に電話のかからない時間を過ごしていると命の洗濯になると大仰なことを言っていた。札幌の名所薄野のとあるクラブに入ると、客として当時一世を風靡していた流行歌手のフランク永井がいた。ランプの光越しにフランクと彼の横顔を眺めて、彼もフランクも人気者は楽ではないのだなと思ったりしたが、こんな情景もうたかたの彼方である。

一緒に野球もよくやった。彼は身体の割には肩はあまり強くなかった印象で、打撃もさほどではなかったが、持ち前の明るさでいつもチームを引っ張っていた。今はなくなった大阪難波の大阪球場は南海ホークスのホームグラウンドだったが、そこでの快晴の秋日、ひとときわ甲高い声でチームメイトを叱咤していた時の姿は今も臉に残っている。もっとも、大脇は口で野球をするのかと冷やかす仲間もいた。

法廷でも、座る位置は異にしたが何度も顔を合わせた。彼の訴訟活動はどちらかと言えば鷹揚であり細かいことにはこだわらない印象であったが、依頼者の信頼はいつも絶大で、これが弁護士としての本当の実力であったのであろう。一度だけ、法廷での言動につき、適切ではないと注意をしたことがあったが、自分では気づかないので指摘してもらえればありがたいと殊勝な言葉が返ってきたようなこともあった。

そうこうするうちに、私が裁判所で定年を迎えることになる暫く前、彼からすることがないのでなら当時は大脇・鷺見法律事務所と称していた自分の事務所に来ないかとの誘いを受けた。ある大学からも声をかけられていたが、彼との長年の友情の最終段階かとの思いからありがたく招きに応じたのであるが、彼がどのような目的で誘ってくれたのか、直截には聞くこともなかったのも今も分からない。自分の仕事の片腕にと思ってくれたのか、年寄り同士のおしゃべり相手にだったのか、それを聞かねばならないほど野暮な仲ではなかった。それでも、事務所へ入って早々にスポーツ界で名の知れたH氏が某有名週刊誌の記事で名誉を毀損されたので至急その回復措置をとってもらいたいと相談を受けた折には、彼共々に早速抗議文を送り、結果、その週刊誌副編集長が東京から直々に謝罪に訪れるということがあり、H氏もさることながら彼には随分感謝されいささか面目を施したように感じたものであった。

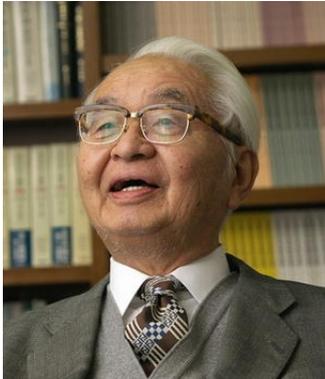
50有余年のそれやこれやを思い返しているときりがない。逝ってしまったものはもう帰らない。後は残ったものがいつ追いつくかだけである。そして追いついた時にはきっと彼の周りに一緒に司法修習した仲間のさぞ賑やかな輪ができて、彼は葬儀の式で飾られた遺影と同じ明るい笑顔で場を盛り上げてくれることであろう。

「梅雨深し 友の亡骸 見送れり」

大脇保彦弁護士追悼

大脇先生について

弁護士 原 田 彰 好



6月に当事務所創設者の1人、大脇保彦弁護士が身罷った。個人的な人であった。大脇先生と言わせていただくが、私も大変かわいがってもらった。

事件への対応についても、いろいろ教えられた。具体的な事件処理に関する大脇先生の対応方法は、私から見ると、事件に対して直截な解決へ向かう道筋を瞬時に把握することが得意だったという印象がある。この特技は、私の知る弁護士の中でもけっこう際立っていたような気がする。ただ、この「直截に事件解決に向かう」方法は、うまくいかないときも多かったという印象もある。

しかし、事件を早期に解決する方法を模索するという弁護士としての習性は勉強になった。

「在野精神」ということもしょっちゅう言っていた。その意味について大脇先生にわざわざ聞いたことはないが、私なりに解釈すると、弁護士という職業を行う者の姿勢として“「長い物には巻かれろ」という言葉には従うな”という趣旨と考えている。つまり、“弱者救済”や「基本的人権」、「正義」などという大上段ではあるが、弁護士の基本とされているところに立ち返って、自分の頭で価値判断や方向性を考えるということでしょうか。

“労働事件においては使用者側の代理人にならない”とも言っていた。元社会党の立場だったこともあって、そういう姿勢であったかと思う。ただ、大脇先生自身はそうであったが、当事務所は昔も今も、使用者側からの依頼も受けている。私は、労使それなりに言い分というものはあるものだと考えている。

大脇先生の好物はいろいろあったが、昼は麺類であった。ラーメン、ひやむぎ、うどん、そば、スパゲッティなど、麺類なら何でも食べていた。食べるのも早かった。昼時になるとよく麺類のある食べ物屋に誘われて連れられて行ったことを思い出す。

ご冥福を祈ります。

安保関連法案にひとこと！

弁護士 原 田 彰 好

安保関連法案は衆議院で強行採決され、現在参議院で審議されています。この法案はアメリカなどの軍事行動に日本の自衛隊が協力するもので、「集団的自衛権」行使を前提としています。しかし、いったん自衛隊が海外で武力行使や交戦状態になってしまえば、その収束のために無限定的な武力行使を余儀なくされるおそれがあり、まさに戦争状態となってしまいます。武力行使が限定的になる保証は全くありません。

このように、この法案は日本を戦争に巻き込むおそれがあり、憲法9条に違反しています。私は、この法案は廃案にすべきであると思います。

相続問答あれこれ (7)

相続する財産にはどんなものがあるか(1)

弁護士 鷲見 弘

Q 1 相続する遺産にはどんなものまでが含まれるんですか。

A 民法896条は、被相続人の一身に専属したものを除いて被相続人の死亡の時点でその財産に属した一切の権利義務を承継する旨を定めています。先ず典型的なものとしては、現金、預貯金の他に自動車、宝石、絵画など美術品等の動産類、土地、建物等の不動産類ですが、これらは所有権だけでなく借地権や借家権も含まれます。その他に株式、投資信託、公社債、会員券の種類にもよりますがゴルフ会員権、特許権等…それに負の遺産として借入金等の債務も相続の対象になります。

相続する財産には、一身専属権を除くプラスの財産のほか借金などのマイナスの財産(負債)も含まれる

Q 2 なるほど、債務も受け継ぐとなると気をつけなければいけませんねえ。それは相続人が何人かいる場合、相続人の皆で分担して支払うことになるのですか。

A 法律上の明文はありませんが、相続分に従って当然に分割承継されるという分割債務説が裁判例の立場ですから、そのように考えていいでしょう。実際には、それを原則としながらも、実際の遺産の分け方に応じて公平の見地から債務の分担も話し合っただけで決めることになるでしょうね。但し話し合っただけでも、相続人の誰かがその決められた分の支払いを怠れば、債権者は相続人間の話し合いに関係なく各相続人に対して相続分通りの債務を支払うよう求めることができます。

負債は、法定相続分にしながらって各相続人に分割承継されるが、相続人間で実際の負担者を決めることもできる

Q 3 債務の方がプラスの財産より大きかった場合はどうしたらよいでしょう。

A その場合でも、例えば親の代からの商売を続けるため、信用上負債を全部背負ってでも構わないという場合もあるでしょうが、一般的には相続人のそれぞれが相続放棄の手続きをとって、財産も債務もひっくるめて相続しないとすることが出来ます。この相続放棄の手続きについては、いろいろな要件が決められていますので、又改めて詳しくお話ししましょう。

相続財産のうちプラスの財産より負債の方が多く相続人の負担が大変なときは、相続人毎に相続放棄の手続きをとることができる

Q 4 判りました。ところで先ほどのお話しに出た、相続の対象にならないものとして「被相続人の一身に専属したもの」というのは、例えばどんなものがありますか。

A 例えば、親子や、祖父母と孫のような直系血族間や、兄弟姉妹間といった極めて近い親族間においては、互いに扶養義務があることが民法で定められています。この義務に対応する扶養請求権は、義務者と身分上特別な関係にあるということによって認められた権利ですから、一身に専属する権利として相続の対象にはならないのです。但しこの場合も、扶養権利者が請求したのに未払いになっていた過去の扶養料については、一身専属性がなくなり、一種の単なる金銭債権として相続されることとなります。

その他にも、離婚の際の、多くは妻からの財産分与請求権についても同じことがいえるでしょうね。分与請求権自体は妻の一身専属権といえますが、分与の請求をした後に妻が亡くなればその権利は相続人に承継されます。

扶養請求権や離婚に伴う財産分与請求権などは被相続人の一身専属的権利であるから相続の対象とはならない

Q 5 それは大きな違いですね。ところで先ほどゴルフ会員権も、種類によっては相続財産の対象になるとお聞きしましたが、ゴルフ会員権にはどんな種類があるのですか。

A ゴルフ会員権には、数は極く少ないと思いますが社団法人型会員権とその他に、株主会員型会員権、最も一般的なものとして預託金型会員権の3種類のものがあります。このうち社団法人型会員権の場合は、各会員が社団法人の構成員になって共同でゴルフ場の経営に当たるものですから、会員相互の信頼関係が重要視され会員は死亡によりその資格を失うと会則に定められていて会員としての地位は一身専属的なものとされていますので、相続の対象にはなりません。

これに対して株主会員型は、株式そのものの相続により当然に、又預託金型会員権については一般的に譲渡性が認められていますので何れも相続の対象になることに問題はありません。

ゴルフ会員権は原則的に相続の対象になるが、社団法人型会員権など一身専属的なものとして相続が認められないものがある

Q 6 先祖代々のお墓とかは、どうなりますか。

A それについては民法上特別な定めがあります。897条の第1項に、「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が之を承継する」とあります。ですから、例えば相続人の内長男が、祖先の法事等の祀りごとを行うのがその地方で一般的であれば、普通の相続財産とは別に、長男がそれらの所有権を受け継ぐこととなります。

但し、被相続人が遺言などによって、他の者を指定したときは、そのものが承継すとされています。

仏壇やお墓など祖先の祭祀に関する資産は遺産分割でなく、慣習や遺言で指定される者が承継する

Q 7 特に慣習のない地方だったり、慣習がハッキリしない土地だったりしたらどうしたらいいでしょうか。

A 相続人間の話し合いで決められればそれが一番いいと思いますが、法律ではその場合は、家庭裁判所へ審判を申し立てて決めて貰うこととされています。

祭祀を承継する者が決まらないときは、家庭裁判所に審判を申し立てて決めてもらうことができる

Q 8 祖先の祭祀を主宰するということは、要するに先祖の法事等の祀りごとをおこなうということであれば、それなりにお金もかかるわけですが、その費用を余分に相続財産から貰えるのでしょうか。

A いいえ、その為に特別の相続分を貰ったり、相続財産中から特にその為の費用分を与えられる特権はありません。但し香典はその性質上亡くなった人に対する贈与とはいえず葬儀の主宰者への贈与と考えられますので、先ず葬儀の主宰者が葬儀費用に充て、余ればその後の法事等の費用に充てられるべきものといえるでしょうね。法事における香典は勿論のことです。

なお、墓地や、仏壇その他の祭具については、たとえ高価な物であっても、相続税の課税の対象にはなりませんし、葬儀費用は相続税の遺産総額から差し引かれます。

相続開始後、祭祀の承継者の行う法事などの費用は、遺産から特別に取得することはできない（一定の葬儀費用は相続税の遺産総額から控除される）

※相続財産に関する問題はいろいろありますから、次回にもこのお話しを続けます。

選挙権の年齢の引き下げの 公職選挙法改正と附則について

弁護士 谷 口 優

1 選挙権取得年齢の引き下げの意義

本年6月の国会で公職選挙法改正法案が可決され、選挙権取得の年齢が18才に引き下げられました（施行は平成28年6月19日）。選挙権は、国政を担う国会議員等を選ぶことができるという権利としての側面だけでなく、日本の今後の道を決定するという責務としての一面をも有するものです。若者世代が、将来へ向け日本が進むべき道を決定する責務の一翼を担うこととなりました。

日本の社会は高齢化社会となり、65才を超える国民が26%もの多くを占め、逆に15歳未満の人口は減少傾向となりました。このことは選挙権の行使により日本の法制や将来の施策を決定するのに若者世代の意見が国政等に反映されにくくなります。選挙権取得年齢の引き下げにより若者世代の有権者の増加をはかろうとしたといえる。他方、高齢者に支給される年金の掛金支払いを支えるのは勤労の中心となる若者世代である。年金制度に若い世代の意見を反映させるためにも選挙権取得年齢の引き下げは意義を有することになる。

2 附則の定めについて

今回の公職選挙法改正の付則には、次のような定めがされている。

選挙犯罪についての少年法の特例として、18歳以上20歳未満の未成年者について連座制の対象となる選挙犯罪については原則として家庭裁判所は検察官への送致の決定をしなければならず、その他の公職選挙法及び政治資金規正法に規定する犯罪の事件については家庭裁判所が検察官へ送致の決定をする場合には選挙の公正の確保を考慮しなければならない（附則5条）。また上記年令の者は、検察審査員及び裁判員の職務に就けず、成人に達しなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることが出来ない（附則7～10条）。さらに選挙権行使年齢の引下げとの均衡等を勘案して民法、少年法その他の法令の規定の検討を加え、必要な法制上の措置を講ずることも定めました（附則11条）。ここではこの附則の定めについて、やぶにらみに検討したいと思います。

(1) 附則の位置づけ

附則は、国会が法改正において定めたもので、国会自身に対する今後の法改正につき検討せよという自己拘束を定めたものであり、各会の意見が活発になされることを期待する定めと言えますが、今後この定めに基づき諸法が順調に改正されるというものではありません。

(2) 附則の検討

(ア) 選挙犯罪等

選挙犯罪については、上記のとおり18歳以上20歳未満の未成年者に限り少年法上の例外を定めています（附則5条）。自己の判断に基づき選挙権を行使できることから、それに纏わる責務も同等に果たせということから、合理的な定めといえるでしょう。

(イ) 各種委員等

検察審査員、民生委員などに就けないあるいは委嘱できないと定めています。このような定めが必要なのは、検察審査法では「検察審査会は、(中略)衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した(中略)検察審査員をもって組織する。」（検察審査法4条）と定め、民生委員については、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち」（民生

委員法6条)と定めている。裁判員の選任資格(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、第13条)についても、人権擁護委員の資格(人権擁護委員会法6条3項)についても上記と同様の定めがあるのに対し、18歳以上20歳未満の未成年者に対する適用を除外するためです。もっとも、この定めがなくても、これらの委員等の選任にあたり適任者は誰かという推薦を考慮することが可能であるから、この附則は不要と思われる。但し検察審査員はくじで選定するだけなので、附則の定めは有効であるように思う。

(ウ) 成人年齢の引き下げ

民法・少年法その他法令の検討を加え、必要な法制上の措置を加えよとの定め(附則11条)については、民法が「年令20歳をもって、成年とする。」(4条)と定め、少年法は「少年とは20歳に満たない者をいい、成人とは、20歳以上の者をいう。」(4条1項)と定めていますが、現在これを改めるかどうかいろいろな意見があります。

平成21年10月28日に法制審議会(法務省の有識者委員会)は「成人年齢を18歳以上に引き下げるのが適当」との答申を出しています。ただ答申では「現時点で引き下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引き下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や、消費者被害が拡大するおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現される必要がある。(中略)引き下げの法整備を行う具体的な時期は、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度(中略)を踏まえて国会の判断に委ねる。」と定めています。

成人年齢の引き下げについては、このように越えなければならない難題があり、実現はなかなか難しいように思います。

与野党の殆どは、成人年齢18歳以上に引き下げを主張しています。

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)は、平成20年10月に「成人年齢の引き下げにつき慎重な姿勢」を明らかにしている。その理由として「①18歳19歳を被害者とする消費者被害の拡大が予想され、これに対処する適切・有効な対策がない。②成人年齢の引き下げは、少年法、児童福祉法などの諸法への影響を無視できない。③日本社会において何歳以上を「成年」として扱うにつき国民的コンセンサスが成り立っていない。④成人年令を引き下げるとは、以下の条件ないし準備が必要」とし、(i)高校生までに十分な法教育、消費者教育を実施し、合わせ若年成年者に対する消費者保護の法制度を整備する、(ii)現行少年法と同様の若年成年者に対する保護主義による法制度を整備すること、(iii)子が20歳に達するまでの親の養育費負担の義務化等、若年成年者が社会的自立を果たすために必要な法制度あるいは法運用を整備することとしています。

新聞社が行った調査では、成年年齢の18歳以上への引き下げについて、反対が6割近くを占め、賛成は4割に満たない状況です。反対意見の理由としては、「判断能力が十分でない」「経済的に自立していない人が多い」が多く、賛成者の理由としては「大人の自覚を持たせられる」「十分な判断能力がある」「18歳以上は世界の大勢である」が多いようです。

新聞社の調査での世論を重んじるならば成人年齢引き下げは現実的ではなく、また日弁連の意見では引き下げの条件として教育面及び消費者法制の充実が前提条件となります。この意見は過保護な面もありますが、諸制度の整備の必要性は否定できません。

今後の引き下げの議論については、日弁連が示した意見のどこまでを実現する必要があるのかが議論の中心になっていくようにも思われます。

著作物とは何でしょう(1)

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 著作物とは

著作権という言葉はよく使われており、これを侵害すると侵害物の販売差止や損害賠償請求を受けるということもよく知られていると思います。著作権について規定する著作権法(以下単に「法」といいます。)の存在もかなり知られているといえましょう。

著作権という言葉はいろいろな意味で用いられるのですが、広い意味では著作物に関する権利という意味で用いられます。その意味では著作権の対象は著作物であるということになります。逆に言えば著作物でなければ著作権の対象とはならないということであり、著作物のようであっても著作権法によって著作物とは認められない場合には著作権も発生しないということです(なお、著作権法では例外的に著作物でも著作権の保護を受けられないとするものもありますが〔13条〕ここでは触れません。)

法2条1項1号では、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」とされています。そこで、この条項の意味するところは何かについて簡単に説明しましょう。ちなみに法律用語として「物」というのは一般的に有体物(物理的に空間の一部を占めて有形的存在をもつもの)を意味しますが、ここでは、有体物に限らず無体物(音響・香気・電気・熱・光などのように、有形的存在でないもの)も含む意味で使われますのでご注意ください。

2 著作物の要件

著作物についての上記条項記載の定義を分説すれば次のようになります。

- (1) 思想又は感情を(表現していること)
- (2) 創作的に(表現していること)
- (3) 表現したもの(であつて)
- (4) 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

これをもう少し詳しく説明しましょう。

3 思想又は感情

著作物の要件としての「思想又は感情」は、考えや気持ちといったごく一般的なものでよいと考えられています。この要件は、むしろ、単なる事実やデータは著作物に該当しないことを明らかにしているといえます。自然科学上の事実やデータ、歴史的事実、社会的事実などは思想や感情を表すものではないという点で、著作物とはいえません。なお、法10条2項には「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」は著作物に該当しないと規定していますが、これらは事実そのものを表現しているにすぎないから著作物に当たらないという趣旨であり、事実を記載した新聞記事でもその配列や表現に工夫がされているなどすれば著作物性が認められることもありえます。

4 創作的表現(創作性)

「創作的に表現した」という規定から明らかなように、表現に創作性が必要とされています。ここで創作性とは、著作者にとって独立して創作したこと(独創性)に加えて著作者の創造的選択(創造性)が認められることを意味しています。ただ、芸術的著作については独創性が認められれば創造性もあると評価されるのが一般ですが、コンピュータ・プログラム

などの機能的著作については、誰でも思い付くようなものでは足りず、著作者の創造的個性が表れている必要があるといわれています。

創作性が否定されるような表現としては、他の著作の単純な模倣や些細な改変、誰が表現しても同じになるようなアイデアの表現、アイデアの凡庸な表現が挙げられます。

5 表現したもの

著作物として、アイデアそのものは保護の対象でなく（特許発明はアイデアを保護します）、何らかの表現が必要ですが、それは文書などに固定されたり、有形のものでなくとも構いません。講演の内容や舞踊も無形の表現といえ、著作物になりえます。

また、表現がされていれば足り、第三者がこれを覚知する必要はありません。

6 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

文芸、学術、美術又は音楽の範囲というのは、限定的なものではなく、広く「知的・文化的な包括概念の範囲」と理解されています。言い換えれば、産業の発達を目的とする産業財産権の保護の対象となる技術の範囲に属するものを除くという趣旨です。商品のデザインなどは産業財産権の1つである意匠権で保護されるのです。法2条2項には「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする。」と規定されていますが、実用品でありながら1点制作の美術的な工芸品（陶芸家作成の茶碗など）は鑑賞用美術品と同様の美術的評価ができるので著作物となるとしているのです。

この点で、「応用美術」や「商業美術」などと呼ばれるものが著作物に該当するかが問題になります。応用美術などと呼ばれるものは、実用に供され又は産業上利用される美術的な創作物のことです。美術的なものとはいえ、同形の物を大量に複製して販売する場合がこれに当たります。上記の2条2項の規定から、応用美術のうち「美術工芸品」以外の物は著作物にならないのではないかという疑問が生じます。

1つの考え方は、大量生産して商業的に利用しようとする物はすべて意匠権により保護すべきで著作物にはなりえないとするものです。これに対しては、大量生産を予定していても、そのデザインにおいて製作者の美術的創造性が鑑賞用美術作品と遜色ないものもあるのだから、そのような程度のものであれば著作物として扱って差し支えないという考えもあります。

この点が争われた有名な裁判例があります。博多人形事件と呼ばれるもので、大量生産される応用美術品について初めて著作物であることを認めた判決です（長崎地裁佐世保支部昭和48年2月7日判決、裁判所ホームページ）。人形制作者が、自ら制作した博多人形（彩色素焼人形）の著作権を人形製造販売業者に譲渡し、その業者は原作品を石膏で型取りして複製品を大量生産販売していましたが、第三者が無断でその複製品を複製して販売したためにその差止等の仮処分を求めた事案です。裁判所は「美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない」としたうえ、本件人形は「その姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっている」から著作物に当たるとしました。その後の裁判例も「応用美術であっても、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となるだけの美術性を有するに至っているため、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粹美術と同視し得る程度の美的創造性を具備していると評価される場合は、『美術の著作物』として、著作権法による保護の対象となる場合がある」などとして限定的に著作物性を認めています。

今回は、著作物性が争われた各種の具体的事案を紹介することにしましょう。

もう一つの重要法案

弁護士 成瀬 玲

1 民法改正法案

現在国会で審議されている法案では、安全保障関連法案が注目を集めています。この法案について賛否が分かれるところですが、私としては憲法違反としか考えられず、賛成できません。「安全保障に関する国際情勢や環境が変化したので集团的自衛権の行使が必要なのだ」というのであれば、憲法改正を行うべきです。以前の事務所報でもお話をさせていただき、やはり、安倍内閣は「憲法とは何か」を理解していないのではないかと思います。

さて、国会で審議されている法案で私たちの生活に大きな影響があるものがもう一つあります。民法の改正案です。今回の民法により、消滅時効の期間や保証、債権譲渡等、幅広い分野について改正される予定ですが、今回は、法定利率についての改正についてお話しします。

2 民事法定利率年5%の問題点

現在の民法では、利息について特に合意が存在しない場合には利率を年5分(%)とされています(民事法定利率・民法404条)。したがって、例えば売買代金や賃料などが約束の日に支払われなかった場合、利息についての定めがなくても、約束の日の翌日から年5%の利息を請求することができます。また、交通事故により大怪我をして生涯働くことができなくなった場合怪我をしなければ得られたはずの将来の収入を逸失利益として請求できますが、この逸失利益の支払を受ける場合には、長期間に亘って得られるはずの収入を現時点で一括して支払を受けることから利息相当分が控除されます(中間利息控除)。この中間利息も民事法定利率5%で計算されますから、例えば年収400万円であったのに30年分の収入が得られなくなってしまったという場合には、逸失利益は、単純に年収の30年分の1億2000万円ではなく、400万円に30年に対応する中間利息控除の係数(15.3725)を掛けた6149万となってしまいます。しかし、金融機関に預金をしておいてもほとんど利息が付かない超低金利のご時世に、年5%の利息が付くことを前提として金額を算定するのは、現実離れしており、被害者にとってはなかなか納得ができるものではありません。

3 法定利率の変更

そのため、今回の民法改正では、次のように改正がなされる予定です。

- ①まず、民事法定利率を5%から3%に引き下げる。
- ②今後は、3年ごとに見直しを行う。
- ③見直しにあたっては、過去5年間60ヶ月の短期貸付利率の平均利率を算出し、その平均利率が、その前の時点の平均利率と1%以上の差があるときには、差の1%未満を切り捨て、1%単位で変動させる。
- ④発生した債権の法定利率は、その後変動させない。

改正案の3%という利率は、まだ高すぎるという印象もありますが、現在のような超低金利の時代が続けば、見直しにより1%になることも想定されますので、取り敢えず3%に改正しようという考えではないかと想像できます。

4 法案成立と施行の見通し

この民法改正案は今後の国会での審議の結果修正が加えられる可能性があります、大幅な修正がなされることはないと思います。そして、改正が施行されるのは数年後になると思われるので、他の改正についても、別の機会にお話をしたいと思います。

安全保障関連法案に対する反対意見について

弁護士 横江俊祐

1 安全保障関連法案

7月16日、安全保障関連法案が衆議院で可決されました。

同法案に対しては反対意見も多く聞かれます。同法案の概要は、内閣府『『平和安全法制』の概要』(<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>)に纏められていますのでご覧になってください。

反対の理由は、戦争法案だからという理由と憲法違反だからという理由の大きく2つに分けられますが、これらは同じようで全く違います。

2 戦争法案

戦争法案だから反対だという意見に対しては、中国の台頭をはじめとする国際環境の変化に対応すべきだという反論があります。どちらが正しいかは国民一人一人の価値観の問題です。

3 憲法違反

他方、憲法違反だから反対だという意見に対しては、憲法違反ではないという反論があります。しかしこれは価値観の問題ではなく、正誤問題です。

では、どちらの意見が正しいのでしょうか。

6月4日の衆院憲法審査会で参考人として発言した3名の著名な憲法学者が、本法案を揃って違憲だと発言したことが注目されましたが、憲法を学んだ者で本法案を合憲だと言う人は皆無だと思えます。本法案は憲法違反の法案であるといえます。

政府や国会議員の多くもそれを理解しているはずですが、それにもかかわらず採決を強行するのは、結局、法案の正当性よりも国際環境の変化に対応すべきだという価値観を優先させるからです。本法案は必要だから作る、合憲性の根拠は二の次だという発想です。

この発想は、急いでいけば赤信号を無視しても構わないという理屈と同じです。しかし、赤信号を渡りたいのであれば、赤信号も条件付で渡れるようにルール自体を変えるのが筋でしょう。

本法案についても同じように、まずは憲法9条を改正して、改正後の憲法の下で本法案を採決するのが道理です。しかし、世論からすると、憲法改正の国民投票は否決される可能性が高く、否決されれば憲法改正の機運が萎み、自民党の党是である憲法改正が更に先延ばしとなるため、ギャンブル的な憲法改正手続には踏み切れないという事情があります。

ルールを変えられないのであれば、赤信号の横断を諦めるのが道理なのですが、いわば政府与党は屁理屈を言って堂々と赤信号を渡ろうとしているわけです。

しかし、憲法違反の法律を作ることは憲法を無視するに等しいため、そのような立法行為が黙認されれば憲法は有名無実化してしまいます。憲法が形骸化すれば、政府権力をコントロールする枷がなくなるため、独裁や全体主義への道が開かれます。

4 法案の問題点

戦争法案だから反対、積極的平和主義を掲げて賛成というのは、対立構造として分かりやすいですし、マスコミも各々の立場からその対立軸に沿ったニュアンスの報道をするため、本法案に対する議論もその色彩を帯びる傾向にあります。

しかし、本法案については、法案の中身に共感するかはともかく、憲法違反であることを政府与党が黙認して採決を強行していることにこそ大きな問題点があるといえます。

政府与党が憲法を無視する態度を取り、それがまかり通るという前例を作りかねないという点で、本法案を巡る一連の流れには強い危機感を覚えます。

労務管理における「書面」の重要性

弁護士 渡 邊 真 也

1 はじめに

企業間取引において契約書を作成することは常識ですが、企業内部とりわけ労務管理においても「書面化」しておくことはとても重要です。法律上書面の作成と授業員への交付が求められている場合はもちろん、後のトラブルを回避するため書面に残しておくことが必要だと思えます。

特に従業員との関係では、信頼関係のもとに口頭で済ませてしまい、後にトラブルになった際に「言った、言わない」という水掛け論に陥ってしまう場面が少なからずあります。使用者側に証拠がない場合には、結果的に使用者の言い分が十分に反映されなくなってしまいます。無用なトラブルを避けるためにはやはり書面を作成することがとても重要になります。

2 法律上書面によることが求められている場合

使用者が労働者を採用するときは、賃金や労働時間などの労働条件を書面（労働契約書など）で明示しなければなりません。また、労働契約書などで明示する必要がない事項も、就業規則（一般的に書面で作られます）に明記する必要があるものがあります。なお、就業規則は常時10人以上の労働者を使用する場合に作成が義務づけられていますが、10人未満の事業所でもやはり無用なトラブルを避けるためには作成すべきといえます。

実際、従業員から未払給与や退職金の支払を請求された使用者の方から相談をお受けすると、雇用契約書を作成しておらず、労働時間や給料などは全て口頭での説明のみであったり、就業規則がないため休憩・休日・労働時間などが曖昧になっている方が少なからずいらっしゃいます。確かに採用の際にはトラブルになるなどと予想していないでしょうから、口約束で済ませてしまうことも理解できます。しかし、後にトラブルになった場合のリスクは専ら使用者側にありますので、必ず雇用契約書や就業規則は作成すべきです。

3 証拠として書面を作成すべき場合

最も問題となり得るのは、従業員が何らかの非違行為をした場合の始末書ではないでしょうか。これは、後に当該従業員に対して懲戒処分（解雇・減給など）をした場合に当該処分の相当性の裏付けとなる証拠として意味を持ちます。例えば、使用者が非違行為を繰り返す従業員に我慢ならず懲戒解雇を言い渡したところ、従業員から解雇の無効を主張されることがあります。このようなケースでは、使用者側の言い分として、当該従業員は以前から非違行為を繰り返していたが改善されなかったと主張する場合があります。ところが、以前の非違行為について始末書など書面による証拠を残していないために、以前から繰り返し非違行為が「あった」「なかった」という争いに陥ってしまいます。この場合、非違行為の都度始末書を作成していれば、以前から非違行為を繰り返していたことを裏付ける証拠とすることができますので、少なくともその限りにおいては使用者側の主張が認められやすくなります（ただし、懲戒処分などは懲戒事由該当性のほかに処分の相当性なども加味されますので、それだけで直ちに懲戒処分が有効となるものではないことに注意が必要です。）。

4 おわりに

このように、労務管理においては法律上書面が求められているものについて書面を作成することは当然ですが、その他の場面でもトラブル回避や使用者側の主張を裏付けるための証拠としての価値を有するものですので、その都度書面化しておくことをお勧めします。